

京都市告示第 3 6 9号

道路法第 1 8 条の規定に基づき，次のように道路の区域を変更し，その供用を開始します。

その関係図面は，京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 5 年 1 1 月 1 2 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類            市 道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
鳥羽道	東山区福稲下高松町11番地の21地先から	旧	メートル 98.80	メートル 5.65 ~ 7.27
	伏見区深草下高松町20番地の10地先まで	新	98.80	6.10 ~ 31.40
山科大宅経 15号線	山科区大宅五反畑町51番地の 2 地先から	旧	11.90	3.30 ~ 4.70
	同町51番地の 3 地先まで	新	11.90	3.30 ~ 4.89
松尾御陵経 16の 1 号線	西京区御陵谷町 8 番地の 8 地先から	旧	25.80	3.80
	同町 6 番地の 1 地先まで	新	25.80	4.00 ~ 6.20
深草経136号 線	伏見区深草相深町 2 番地の 6 地先から	旧	31.90	2.94 ~ 4.45
	同町 8 番地の10地先まで	新	31.90	3.00 ~ 26.00

( 建設局土木管理部道路明示課 )